

答申乙第72号（諮問乙第89号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会が行った個人情報不存在決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和2年9月7日付けで、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第2項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、審査請求人の子〇〇（以下「本人」という。）の法定代理人として、「平成31年3月20日の記録を後日、顧問が文書を作成し校長へ報告（提出）したもの全て」（開示請求書には「3月20」と記載されているが、「3月20日」の趣旨と理解する。）について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、令和2年9月15日付けで審査請求人に通知した。

対象となる行政文書が存在しないため。

- 3 審査請求人は、令和2年10月6日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、対象となる文書を特定しなおした上で、全部開示決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、意見書その他審査会に提出された資料及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

宮城県教育委員会は該当する文書について、校長への報告は平成31年3月20日の話し合いに同席した教頭が口頭で行っており顧問は報告するための文

書を作成していないため、不存在としている。顧問が報告するために11枚の文書を作成し報告していたことは、学校外の人に情報が漏れており、その文書が作成されていたことは審査請求人にも知れ渡っている。平成31年（5月1日以降は令和元年）時の〇〇高校の校長はその対象文書について「探します」と発言しており、顧問は報告するという適切な対応を取ったにも関わらず、その文書を作成していないと虚偽の弁明をすることは、組織的な文書保管や管理、破棄や隠蔽、報告体制に問題があっただけのことであり、宮城県教育委員会の対応や弁明は適切ではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び意見聴取において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件に係る文書は、本人の保護者である審査請求人ら2名が、平成31年3月20日に〇〇高等学校において、教頭、顧問2名、元〇〇と話し合いをした際に顧問が作成したメモを基に、顧問が校長へ当該内容を報告するために作成したとする文書である。
- 2 校長への報告は、同日の話し合いに同席していた教頭が、保護者である審査請求人らが持参した資料を基に口頭で報告しており、顧問は校長へ報告するための文書を作成していないため、不存在とした。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

- 2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、本人の保護者である審査請求人らが平成31年3月20日に〇〇高等学校を訪問し、教頭、部活動顧問2名及び元〇〇と話し合いを行った際に、顧問が校長に報告するために作成したとされるもの全

てに記録された本人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存にについて

(1) 校長への報告について

当審査会において、実施機関に校長への報告方法について説明を求めたところ、第一報は口頭で行うことが多いが、その後は状況に応じて、校長の指示によって文面で詳細を報告する場合や、口頭で報告しても明確に共通理解が得られる場合などは口頭による報告のみで終わる場合もあるという回答であった。どの県立高等学校においても校長への報告は、まず教頭に報告し、報告を受けた教頭が校長へ報告する流れとなっており、教頭が不在の場合などは例外的に教諭が校長へ直接報告する場合もありうるが、基本的に校長への報告は教頭が行うとのことであった。

また、今回の校長への報告については、平成31年3月20日の話合いの翌日が祝日であったことから、教頭が第一報として電話連絡を行い、さらにその翌日、教頭は改めて審査請求人らが持参した資料を用いて口頭で直接校長に報告した。その後、校長、教頭、顧問2名による情報共有のための打合せが設けられた際に、顧問は自身が話合いに際して作成したメモを持参して同席していたが、その際も審査請求人らが持参した資料を基に教頭が口頭で説明しており、顧問は持参したメモを他の教員らと共有などすることはなく、打合せの終了後に廃棄した。口頭報告後も顧問に対して文書の作成指示などは出ておらず、顧問は校長への報告文書は作成していないとのことであった。

(2) 本件個人情報の不存にについて

実施機関は、校長への報告は原則として教頭から行うものと説明している。教頭が平成31年3月20日の話合いに同席していたことは審査請求人の意見陳述でも明らかとされていることから、校長に対して、話合いの場で最も職位の高い教頭が校長に報告をしたという説明に特段不自然・不合理な点は認められない。また、顧問が校長に報告したという事実も認められない。

したがって、本件個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

なお、審査請求人は、顧問が報告のために11枚の文書を作成していたという情報が知れ渡っている旨主張しているが、それを裏付けるに足りる証拠はない。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり，実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められないことから，本件処分は妥当であると判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は，別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年11月4日	○ 諮問を受けた。(諮問乙第89号)
令和3年1月26日 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年2月22日 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年3月25日 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年4月27日 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年5月27日 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年6月29日 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年7月29日 (第253回審査会)	○ 審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和3年8月27日 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年10月28日 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年11月25日 (第256回審査会)	○ 実施機関から意見等を聴取した。
令和3年12月21日 (第257回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年1月25日 (第258回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年2月22日 (第259回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年3月30日 (第260回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和4年4月27日現在)

氏名	区分	備考
大橋 洋介	弁護士	
桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐藤 英世	東北学院大学法学部法学研究科教授	
杉浦 永子	第一印象研究所代表	
野呂 圭	弁護士	会長

(五十音順)

答申乙第73号（諮問乙第90号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会が行った個人情報不存在決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

1 審査請求人は、令和2年9月7日付けで、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第2項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、審査請求人の子〇〇（以下「本人」という。）の法定代理人として、「平成31年3月20日、〇〇保護者より“集団いじめ”と申し出のあった際の顧問の記録（メモ）」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、令和2年9月15日付けで審査請求人に通知した。

対象となる行政文書が存在しないため。

3 審査請求人は、令和2年10月6日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、対象となる文書を特定しなおした上で、全部開示決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、意見書その他審査会に提出された資料及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

平成31年3月20日、集団いじめの申し出をしており、顧問のメモであっても顧問が職務上作成している為、行政文書であり、文書保存期間は5年である。実施機関は条例第2条第1項第5号を弁明書に記載してきているが、宮城

県いじめ防止対策推進条例第6条に学校及び学校教職員の責務が記載されている。第5項には、「学校及び学校の教職員は、常に情報共有する体制を整備し、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると疑われるときは、当該児童生徒の気持ちに寄り添いながら、他の業務に優先して組織的かつ迅速に対応するものとする。」としている。その為、審査請求人が請求したメモは組織的に用いるものであり、条例第2条第1項第5号には該当しないという実施機関の弁明には理由はない。(反論書には、実施機関の弁明に対して「条例第2条第1項第5号には該当しない。」と記載されているが、当該弁明に対する反論の趣旨と理解する。)実施機関は顧問が個人的に作成した備忘的メモであり、当該校において組織的に用いるものとして保有されていないので、「行政文書」に該当しないと判断したと弁明しているが、顧問は白紙のA3用紙を複数枚事前に用意し、自身の手帳を確認しながら部活動で参加した大会についてのことを発言していたため、顧問として同席していたのであり、個人的に同席していたのではない。このA3用紙に書き込まれたメモについて開示請求をしているのである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び意見聴取において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件に係る文書は、本人の保護者である審査請求人ら2名が、平成31年3月20日に〇〇高等学校において、教頭、顧問2名、元〇〇と話し合いをした際に顧問が作成した備忘的メモである。
- 2 条例第2条第1項第5号では、「行政文書」を「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定しており、また、その解釈について、条例の解釈及び運用基準では、「職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等又は電磁的記録管理要綱に規定する電磁的記録管理目録に記載されたもの以外の電磁的記録は、原則として行政文書には含まれないものである。」としている。
- 3 当該メモは、顧問が個人的に作成した備忘的メモであり、当該校において組織的に用いるものとして保有されていないので、条例第2条第1項第5号に定める「行政文書」には該当しないと判断し、不存在としたものである。なお、話し合いをした際の顧問による備忘的メモは、顧問が廃棄したため、現在

は残されていない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、本人の保護者である審査請求人らが平成31年3月20日に〇〇高等学校を訪問し、教頭、部活動顧問2名及び元〇〇に対し「“集団いじめ”と申し出」をし、話し合いを行った際に、顧問がその場で複数枚の白紙に書き取り作成したメモ（以下「手書きメモ」という。）に記録された本人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存在について

(1) 手書きメモについて

当審査会において、実施機関に顧問の手書きメモの使用用途等について説明を求めたところ、次のとおり説明があつた。

顧問は作成した手書きメモを、紛失や他の職員、生徒等に見られるなど、情報が流出することを懸念して、一旦自身の業務用パソコンのワープロソフトに入力し、パソコンのデータとして業務用パソコンの個人領域内のフォルダに保存した上で、手書きメモはシュレッダー処理をした。パソコンデータ及び印刷物（以下「パソコンメモ」という。）は、顧問自身の判断により個人的な備忘のために作成した。校長への報告は、平成31年3月20日の翌日が祝日であつたことから教頭が第一報として電話連絡を行い、さらにその翌日、教頭は改めて審査請求人らが持参した資料を用いて口頭で直接校長に報告した。その後、校長、教頭、顧問2名による情報共有のための打合せが設けられた際に、顧問はパソコンメモを自身の手持ち資料として持参したが、教頭らとは共有せず、自身が顧問として対応すべき事項もなかつたことから、印刷物、データともに打合せの終了後に廃棄したとのことであつた。

また、顧問に対して校長や教頭から手書きメモやパソコンメモを校内で共

有するような指示も出されておらず、廃棄については顧問の判断で行ったとのことであった。

(2) 行政文書の定義について

条例第2条第1項第5号において、行政文書は「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

また、その解釈について、条例の解釈及び運用基準では、「組織的に用いるもの」について「業務上必要なものとして課長補佐に相当する職以上の職にある者又は主任主査に相当する職にある者（班長に相当する職を命ぜられた者に限る。）と他の職員が共有し、及び保有しているものをいう。したがって、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等又は電磁的記録管理要綱に規定する電磁的記録管理目録に記載されたもの以外の電磁的記録は、原則として行政文書には含まれないものである。ただし、必要に応じて起案文書等に添付された場合は、当該資料等を含め対象行政文書となるものである。」とされている。

「実施機関が保有しているもの」については「実施機関がそれぞれ定める行政文書管理規則（平成11年宮城県規則第84号）及び文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）等の規定するところにより保管し、又は保存されるものをいう。」とされている。

(3) 本件個人情報の不存について

顧問が作成した手書きメモ、パソコンメモはいずれも実施機関の職員である顧問が職務上作成したものと認められる。一方で、それらのメモは他の職員と共有されておらず、既に廃棄されているといった状況から、組織的に用いるもの及び実施機関が保有しているものとは認められない。

以上のことから、本件個人情報が記録されていたとされる手書きメモ、パソコンメモはいずれも行政文書に該当しない。

したがって、本件個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

(4) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められないことから、本件処分は妥当であると判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年11月4日	○ 諮問を受けた。(諮問乙第90号)
令和3年1月26日 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年2月22日 (第248回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年3月25日 (第249回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年4月27日 (第250回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年5月27日 (第251回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年6月29日 (第252回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年7月29日 (第253回審査会)	○ 審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和3年8月27日 (第254回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年10月28日 (第255回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年11月25日 (第256回審査会)	○ 実施機関から意見等を聴取した。
令和3年12月21日 (第257回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年1月25日 (第258回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年2月22日 (第259回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年3月30日 (第260回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和4年4月27日現在)

氏名	区分	備考
大橋 洋介	弁護士	
桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐藤 英世	東北学院大学法学部法学研究科教授	
杉浦 永子	第一印象研究所代表	
野呂 圭	弁護士	会長

(五十音順)